

ジェイティービー健康保険組合組合会会議規則

(平成12年11月20日全面改定)

(平成13年3月14日健保名称変更)

(平成18年4月1日一部改定)

(令和3年6月11日一部改定)

第1章 総 則

第1条 この規則は規約第20条に基づき定めるものとする。

- 2 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。

第2条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起った事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に諮りこれを決することができる。

第3条 議員の席次は議長の定めるところによる。

第4条 議案または報告書は、会議の前に議長が議員にこれを配付しなければならない。

第5条 議長は、会議を開くときは、開会の旨を宣告しなければならない。

- 2 議案または報告書は、議長が付議した後、この組合の事務職員に朗読させる。ただし、議長がその必要を認めないときは、朗読を省略することができる。
- 3 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第2章 議案の審議

第6条 議案は、理事会を経て確定する。

第7条 組合会においては、議案の条項を逐次審議する。ただし、議長は会議に諮り条項を変更し、または数条項を一括し、もしくは条項を分割して議事に付することができる。

第8条 組合会においては、議案全体の可否を議決する。

第9条 特に審議を要する議案があるときは、組合会において、議長は会議に諮り、または会議の議決により委員を定めてこれに審議させることができる。

- 2 前項の規定により、委員に審議を付託したときは、その報告をまって組合会を開かなければならない。

第3章 動議及び建議

第10条 動議は、出席議員の3分の2以上の賛成者がなければ、これを議題としない。

第11条 否決された動議または建議は、その会期中は再びこれを提出することが出来ない。

第4章 発言及び討論

第12条 議員は、発言しようとするときは、起立または挙手により、議長の許可を受けた後、自己の氏名を告げ発言しなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めたときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。

第13条 討論は議題外にわたることはできない。

2 議長は、議員の討論が冗長にわたり、もしくは不必要の論議と認められるときは、議長はこれを制止し、または論旨が尽きたと認められるときは、討論の終了を宣することができる。

第5章 採 決

第14条 否決の動議は、修正動議に先だち採決しなければならない。

第15条 修正の動議は、原案に先だち採決しなければならない。

第16条 議長は、採決をしようとするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 前項の宣告をした後は、その議題については、議員は発言することができない。

第17条 表決の方法は、起立または挙手の方法による。ただし、議員の承諾を得て、他の方法を用いることができる。

第18条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第6章 秩 序

第19条 会議に出席出来ない議員は、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第20条 議員は、会議中私語その他議事を妨害する言動をしてはならない。

第21条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、または議場外に退去を命ずることができる。

第22条 議場が喧騒となり、整理しがたいときは、議長は当日の会議を一時中止し、またはこれを閉じることができる。

第7章 傍 聴

第23条 組合会の会議を傍聴する者は、被保険者証または組合員であることを認めるに足る書面を、受付に提示するかもしくは、その旨を申出て承諾を得なければならない。

第24条 傍聴人は、会議したり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 前項の規定に違反する者があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。

第25条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第26条 傍聴人は、前2条に定めるもののほか、すべて議長の指揮に従わなければならない。

附 則

- 1.この規則は、昭和21年10月1日よりこれを施行する。
- 2.第1条、3条、6条の文言整理、第7条削除、第8条以降を1条繰り上げる。
第7条、8条、9条、24条の文言整理。(平成18年4月1日から適用する)
- 3.第1条の2, 第5条の3を追加し、令和3年6月11日から適用する。